

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 公表日

平成28年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、助成対象となった疾病の患者に係る保険医療費の自己負担分を公費で負担医療費の助成を行い、患者の負担軽減を図る。 具体的な事務は、支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の受給者証の発行。
③システムの名称	公費負担管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一の97の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二の120の項  【情報提供の根拠】 番号利用法(平成25年法律第27号)別表第二の26の項、56の2の項、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課
②所属長	佐々木 つぐ巳
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県県民局暮らし県民部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4777
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4777

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

